

○「暴力110番」の設置及び処理要領の制定について

〔平成25年3月13日組対甲達第8号〕
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成18年12月20日付け組対甲達第35号「「暴力110番」の設置及び処理要領の制定について（通達）」

近年、国、自治体、事業所等による暴力団排除対策が進展し、社会全体による暴力団排除対策が推進される中、警察の暴力団対策に対する県民の期待が高まっている一方、暴力団犯罪被害者等は、関わり合いになることを恐れ、警察への被害申告や相談等をちゅうちょしているケースが見受けられる。

このため、暴力団に関する被害や相談等を受理する暴力110番を一元化して石川県警察本部（以下「警察本部」という。）において管理し、警察の暴力団対策に対する県民の要望と期待に応え、効率的な警察活動を推進することとしたので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は平成25年4月1日をもって廃止する。

記

1 呼称

「暴力110番」

2 電話番号

(076) 266-1100

3 設置場所

(1) 執務時間内

警察本部刑事部組織犯罪対策課

(2) 夜間、休日等

警察本部総合当直室

4 取扱責任者

(1) 執務時間内

警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団対策室長

(2) 夜間、休日等

警察本部当直主任

5 取扱事務

「暴力110番」で取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 暴力団犯罪被害の申告及び目撃等の通報・情報提供

- (2) 暴力団取締りに関する要望
- (3) 暴力団による不法事案及び保護要請等に関する相談
- (4) 暴力団排除活動に関する相談
- (5) 暴力団組織からの離脱等に関する相談
- (6) その他暴力団に関する各種通報等

6 処理要領

- (1) 「暴力110番」を受理したときは、その内容に応じて、的確に対応するとともに、「暴力110番受理簿」（別記様式。以下「受理簿」という。）に通報等の要旨、処理概要及び処理結果を記載すること。

なお、急を要するものについては、所要の指示、手配を行うこと。

- (2) 夜間、休日等に「暴力110番」を受理したときは、受理後の直近の執務日に、受理簿を刑事部組織犯罪対策課に引き継ぐこと。

7 取扱者の留意事項

- (1) 相手方が気軽に通報等ができるように安心感を与えるとともに、懇切・丁寧に対応すること。
- (2) 相手方が通報等の秘匿を希望するときは、その秘匿に十分配慮すること。
- (3) 相手方から警察の対応に誤解を受けることのないよう配慮すること。

8 その他

各所属においては、広報チラシ、交番・駐在所のミニ広報紙を始め、各種広報媒体を活用して県民に周知を図ること。

9 施行日

本通達については、平成25年4月1日から施行する。

(別記様式 略)